

第九管区海上保安本部公示第25号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹 （公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所
住 所 東京都千代田区岩本町3-4-6
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 輪島市門前町鹿磯～門前町黒島町
（下図に示すとおり）
期 間 令和7年5月26日から令和7年6月30日までのうち8日間
- 3 水路測量の実施方法
トータルステーションにより測位し、水準標尺による測深を行う。

